

## ファクシミリ送信書

令和 7 年 1 月 21 日

## 【送信先】

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)

原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

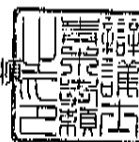
## 【送信者】

AZX 総合法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 青木 孝頼

TEL 03-3512-2531 (代)

FAX 03-3237-2175



## 【事件の表示】

神戸地方裁判所 令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

## 【送信文書】

1. 第 7 準備書面 ..... 7 枚

## 【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 7 枚を直送によりお送りします。

原告訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

.....  
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和      年      月      日受領しました。

受信者:原告訴訟代理人

印

・神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)

・被告訴訟代理人弁護士 青木 孝頼 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

## 第 7 準備書面

令和 7 年 1 月 21 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

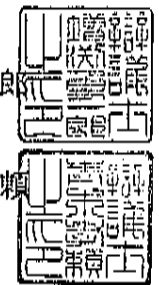
被告訴訟代理人

弁 護 士

増 淵 勇 一 郎

同

青 木 孝 頼



### 第1 原告第 6 準備書面について

#### 1 挙式披露宴実施日の 1 年以上前のキャンセルにおける逸失利益について

- (1) 原告は、挙式披露宴実施日の 1 年以上前の解約の場合、業者の履行する債務内容や顧客の支払金額が確定していないことから、逸失利益を観念し難いと主張する。しかし、被告第 6 準備書面で主張した通り、被告は顧客に対して、具体的な内容を記載した見積を提示しており、被告の債務の内容の重要な部分は確定している。すなわち、婚礼会場運営事業者においては、婚礼披露宴サービスをパッケージ化して提案及び提供することが一般的である。そして、見積提示段階から、パッケージ内のアイテム等の項目ごとに、サービスの内容に応じたグレードが用意され、顧客が選択するアイテムとグレードの具体的な商品を、予め定められた料金で顧客に対して提供することから、被告の提供するサービス内容及び料金の重要部分は見積提示段階から具体的に確定している。したがって、挙式披露宴実施日の 1 年以上前の解約の場合、債務の内容等が確定していないことから逸失利益を観念し難いという原告の主張は前提を欠くものである。

- (2) 原告は上記(1)記載の逸失利益を観念することができないという認識を前提として、

被告が本件解約料条項の性質を逸失利益の填補を目的としたものではないと主張を変遷させている旨主張するが、被告は、挙式披露宴実施日の1年以上前の時期における解約においても逸失利益が生じるという主張を何ら変更するものではない。被告第6準備書面9頁は、原告からの求釈明に対し、規約を変更した際のビジネス上の判断の背景を記載したものにすぎない。契約が解約されることにより逸失利益が発生することと、契約を締結して間もない時期にサービスを提供することによりコストが生じることは両立するものであり、かかる記載をもって、被告が解約料の性質を逸失利益ではないと主張をしたという原告の主張は、被告の主張を自己に都合よく曲解した我田引水のものにすぎない。

- (3) また、原告は、挙式披露宴実施日181日より前の解約料について、見積額ではなく申込金を算定の基礎としていることをもって、挙式披露宴実施日181日前は逸失利益は発生しないと主張しているものと思われるが、当該規定は、挙式披露宴実施日から遠い時期における解約については、実際に被告に発生する逸失利益よりも典型的に低い金額(被告第3準備書面に記載した通り、挙式披露宴の181日前までの解約の場合に被告に生じる逸失利益の額は593,160円であり、解約料(20万円)の金額を大きく上回っている。)の固定額を設定したにすぎず、逸失利益が生じないことを前提としているものではない。なお、原告は、本件解約料条項における181日前までの解約の場合の解約料が日本ブライダル文化振興協会のモデル約款に規定されている披露宴実施日365日前までの解約料を上回り過大である旨主張するが、当該モデル約款に「本モデル約款はあくまでモデルですので、実際に各事業者で作成する解約料金(料率)とは異なるものです。そのため、各事業者がそれぞれ解約料金を設定し、お客様にご理解いただけるよう十分にご説明することとしています。」と記載されているとおり(乙23)、当該モデル約款はあくまでも拘束力を有しないサンプルであり、当該モデル約款に規定する解約料の金額を上回ることのみにより何らの問題が生じるものではなく、原告の批判は当たらない。

## 2 証拠調べの必要性について

原告は、独自の推察や曲解を基に、旧規定改定当時の代表者の証拠調べ及び新規定改訂当時の代表者の証拠調べが必要である旨主張するが、本件における主要な争点は本件解約料条項に規定された現行の解約料が通常生ずべき平均的損害の金額を下回るか否かの客観的な点であり、規約の改訂の経緯は争点と関係を有しない。当該争点については、既に判断に必要な原告被告双方の主張立証は尽くされており、改めて証人尋問を行う必要がないことは明らかである。

また、原告は、被告が、365 日ないし 181 日前の解約には逸失利益が考え難いと判断し、逸失利益にかかる主張を撤回したことを前提として、旧規定改定当時の代表者の証拠調べ及び新規定改訂当時の代表者の証拠調べが必要である旨主張するが、前記 1(2)のとおり、被告は挙式披露宴実施日から 365 日ないし 181 日前の解約の場合に逸失利益が生じないと判断したことはなく、本訴訟においてかかる主張したことはない。原告は被告の主張についての曲解を前提として証人尋問を請求するものであり、かかる観点からも証人尋問が不要であることは明らかである。

## 第2 原告第7準備書面について

- (1) 原告は、披露宴予定日から 1 年 6 か月前の解約によって、申込金 20 万円の平均的損害が発生しうるのか考察されるべきであると主張を整理する。しかし、消費者契約法第 9 条第 1 号では、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」と規定されており、「時期等の区分」も考慮要素とされている。従って、解約料条項が消費者契約法第 9 条第 1 号に抵触しないか判断するにあたっては、1 年 6 か月前という特定の時点における解除の場合に常に解約料が平均的損害を上回らないか

を検討するのではなく、1年6か月前を含む一定の「時期等の区分」における解約料が当該期間における平均的損害を上回るものでないかを判断する必要がある。原告の整理は、挙式披露宴実施日から特に期間が離れた特定の時期を基準として本件解約料条項が平均的損害を上回るか判断するものであり、原告独自の法令解釈に基づくミスリーディングな内容である。

本件においては、挙式披露宴実施日の181日前以前の解約の場合の再販率(43.6%)は、180日前以降の解約の場合の再販率(22.2%)と大きな差異が存在する一方で、181日前以前の各期間(181日前～240日前まで、241日前～300日前まで、301日前～365日前まで、366日前以前の各期間)の間では再販率に大きな差が存在しないことから(乙22の1)、本件解約料条項との関係では挙式披露宴実施日の181日前以前の期間における解約を同一の「時期等の区分」として扱い、同一の解約料の算定方法を適用することは合理的である。かかる観点を前提とすると、被告第3準備書面で主張した通り、挙式披露宴実施日の181日前以前の解約の場合に被告に生じる逸失利益の金額(平均的損害の額)は593,160円であり、本件解約料条項における解約料(20万円)が平均的損害を上回るものではないことは明らかである。

- (2) 原告は、本件挙式披露宴実施契約の法的性質が準委任契約であることを前提として、顧客は被告に対して解約に伴う損害賠償請求義務を負わないことから、本件解約料条項は消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法第10条に違反する等の主張を行う。しかし、被告が従前から主張する通り、本件挙式披露宴実施契約は複合的な性質を有する無名契約であり、準委任契約であることを前提とした原告の主張に理由がないことは明らかである。
- (3) 原告は、挙式披露宴実施日の1年6か月前の時期においては、逸失利益算定の基礎としうるほどの履行利益を具体的に確保し得たとは評価し得ないとして、解

除時見積額の平均額及び非再販率を基礎とした平均的損害の算出方法は妥当しないと主張する。しかし、前記第 1、1(1)で主張した通り、挙式披露宴実施日から離れた時期においても、申込みとこれに対する承諾があり、契約が成立していることは原告も争っておらず、その成立時には契約の重要部分は確定しているのであるから、当該平均的損害の算定方法を採用することに何らの支障は存在しない。また、原告は、本件解約料条項において、181 日前以前の解約の場合には見積額を基礎として解約料を算定しない内容となっていることが被告の主張の矛盾である旨主張するが、前記第 1、1(3)で主張した通り、当該解約料条項は、挙式披露宴実施日から離れた時期における解約について、被告に生じる逸失利益の額を大きく下回る金額を類型的に解約料として固定額で設定したものにすぎない。解約に伴い逸失利益が生じることを当然の前提としたうえで、かかる規定内容となったものであり、被告の主張は何ら矛盾するものではない。

- (4) 原告は最判平成 18 年 11 月 27 日民集 60 卷 9 号 3597 頁を引用し、「一人の消費者と事業者との契約が解除されることによって事業者に一般的、客観的に生じると認められる損害」が「平均的な損害」であることから、「販売費及び一般管理費」は平均的損害の算定の基礎とはなりえない旨主張する。しかし、契約が解除された場合、当該契約の粗利により負担されることが想定されていた販売費及び一般管理費相当額について事業者が損害が生じることから、販売費及び一般管理費も「一人の消費者と事業者との契約が解除されることによって事業者に一般的、客観的に生じると認められる損害」に含まれると解釈することに何らの支障はない。

また、原告は、早期の契約締結後も履行期までに一定率の解約がなされることが定型的に予想される場合には、客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期に至るまでは、再販率を基礎とした逸失利益の算定は認められるべきではないと主張する。しかし、本件挙式披露宴実施契約は大学在学契約と異なり、解約がなされることが定型的に予想される契約類型ではないため、契約が締

結された時点で客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる。従って、原告の主張する枠組みをもってしても再販率を基礎とした逸失利益の算定が認められる。なお、原告は、「解約を受けた事業者は、その後も継続的に事業を営む中で市場において新たな取引機会を得る努力を怠ってはならない」、「解約後に新たな取引機会獲得に向けた正常な努力が要求されることに鑑み「再販率」を基礎とした逸失利益の算定は認められるべきではない」等と主張するが、被告を含め、いずれの婚礼会場運営事業者であっても、解約後も解約された枠を再販売するよう営業努力を行い、その結果として再販売された割合が、まさに再販率として現われているものである。再販率及び粗利率を基礎とした平均的損害の算定式は、被告が営業努力を行ったことが適切に反映されたものであり、また、最高裁判所平成27年9月2日判決においても承認されているところであって、本件においても妥当する内容であることは明白である。

- (5) 以上より、本件における逸失利益の算定においては、平均的損害の算出方法として再販率及び粗利率を基礎とした計算式を採用すべきであり、かかる計算式を前提とすると、挙式披露宴実施日から181日前以前の解約の場合の逸失利益の額は593,160円となり、本件解約料条項における解約料(20万円)は平均的損害を上回るものではない。従って、本件解約料条項は消費者契約法第9条第1号、第10条に違反するものではない。

### 第3 まとめ

本件訴訟においてこれまでになされてきた原告の主張の多くは、法令の要件を離れた主観的に過ぎるものである。他方でこれまで被告が行ってきた反論及び立証は事実及びデータに基づく論理的かつ客観的なものである。そのうえ、上記の通り、本件について主要な論点については既に双方の主張立証が尽くされており、新たな証拠調べの必要性は存在しないことから、被告としては、弁論準備手続を速やかに終結の上、原告の請求を棄

却する判決を求めるものである。

以 上